

「京都観光振興計画2025」マネジメント会議開催要綱

(趣旨)

第1条 令和3年3月に策定した「京都観光振興計画2025」の進捗状況の把握、評価及び効果検証等による計画の着実な推進並びに新たに取り組むべき課題に対する意見を聴取するため、「京都観光振興計画2025」マネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員の人数は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、公募委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会議の進行をつかさどる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、産業観光局観光MICE推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、産業観光局観光政策担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「京都観光振興計画2020」マネジメント会議開催要綱は、廃止する。